

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

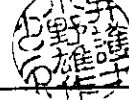
変更報告書No.76

法第27条の26第2項に基づく報告書

関東 財務(支)局長

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

弁護士 小野 雄 作



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年6月30日

【提出日】

平成17年7月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

7名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪府中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年7月17日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	執行副社長、秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			1,193,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,193,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,193,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年6月29日現在)	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.97%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		2.66%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

変更報告書No.7

法第27条の26第2項に基づく報告書

関東 財務(支)局長

東京青山・青木法律事務所
ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年6月30日

【提出日】

平成17年7月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

7名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪市中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ギャリー・ピー・モティール
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			3,260,545
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 3,260,545

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	3,260,545
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年6月29日現在）	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		2.65%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		3.76%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務(支)局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年6月30日
【提出日】	平成17年7月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	7名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪市中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8EG、スコットランド、エディンバラ、キャニング・ストリート19 エクステンジタワー
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	マーティン・エル・フラナガン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			422,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 422,000

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	422,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 6 月 29 日現在)	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.34%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.38%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務(支)局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年6月30日
【提出日】	平成17年7月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	7名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪府中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート2101、アデレード ストリート イースト 1
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	ギャリー・アール・ノートン
代表者役職	上級副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			0
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 0

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年6月29日現在）	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.06%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務(支)局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 小野雄作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号
【報告義務発生日】	平成17年6月30日
【提出日】	平成17年7月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	7名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪府中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク (Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003年2月26日
代表者氏名	グレゴリー・マクゴワン
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			4,980
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 4,980

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	4,980
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 6 月 29 日現在)	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.02%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.7

【根拠条文】

法第27条の26第2項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野雄作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年6月30日

【提出日】

平成17年7月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

7名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪府中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年9月28日
代表者氏名	グレゴリー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 バーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			0
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 0

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成17年6月29日現在）	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.18%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.7

【根拠条文】

法第27条の26第2項に基づく報告書

【提出先】

関東 財務(支)局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町2丁目13番10号

【報告義務発生日】

平成17年6月30日

【提出日】

平成17年7月15日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

7名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	小野薬品工業株式会社
会社コード	4528
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証1部、大証1部
本店所在地	大阪府中央区道修町二丁目1番5号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ(アジア)リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			74,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 74,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	74,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 6 月 29 日現在)	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		0.06%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.01%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
(Templeton Global Advisors Limited)

- (2) テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー
(Templeton Investment Counsel, LLC)

- (3) フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Franklin Templeton Investment Management Limited)

- (4) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ・コープ
(Franklin Templeton Investments Corp.)

- (5) フランクリン・テンブルトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク
(Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)

- (6) テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
(Templeton Asset Management Ltd.)

- (7) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			4,954,725
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	0 4,954,725
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		4,954,725
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

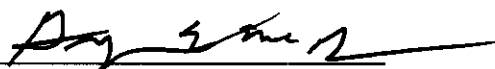
発行済株式総数 (株) (平成 17 年 6 月 29 日現在)	S	122,919,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) ($Q/(R+S) \times 100$)		4.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		7.06%

POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Templeton Global Advisors Limited



Gregory E. McGowan
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

委 任 状

テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 1st day of February 2005

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Gary P. Motyl

Title: President

<訳文>

委 任 状

テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年2月1日日本委任状に適式に署名する。

テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール
社長

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Investment Management
Limited

By: _____

Martin L. Flanagan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

(署 名)

マーティン・エル・フラナガン

取締役

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: 

Gary R. Norton
Executive Vice President
Investor & Dealer Services

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ

(署 名)

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作




POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.

By: _____



Gregory E. McGowan
Vice President

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴワン

副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Templeton Asset Management Ltd.

By: _____

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委任状

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

(署名)

グレゴリー・イー・マクゴワン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 27th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: _____

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド

（署 名）

グレゴリー・イー・マクゴーワン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小 野 雄 作

